

2018年5月30日

関係各位

一般社団法人 太陽光発電協会

**補助金交付を受けた住宅用太陽光発電システムの財産処分について**

一般社団法人太陽光発電協会（以降、略称：JPEA と表記）は、補助金交付を受けた住宅用太陽光発電システムの財産処分について以下の通りお知らせいたします。

住宅用太陽光発電補助金（平成 20 年度～25 年度 J-PEC 申請分）を受けた住宅用太陽光発電システムは、法定耐用年数（17 年）の期間は保守・管理をする必要があります。補助金の対象システムは、その全部又は一部を取り外す、廃棄する、手放すなどの財産処分をする場合は、申請が必要であり、補助金の一部又は全部の返還を伴います。

**財産処分承認申請の手続きについて**

補助事業者が法定耐用年数の期間内に、補助金交付対象として設置した対象システムを手放す等処分をする場合に必要となる手続きについて、その対象者と、手順については JPEA の以下の URL からご確認ください。 URL:<http://www.jpea.gr.jp/j-pec/process/>

なお、JPEA での手続き対象者となるのは、J-PEC の補助金交付を受けた方のみです。平成 17 年以前に財団法人新エネルギー財団（以降、略称：NEF と表記）で補助金交付を受けた方は、別途 NEF が指定する方法を確認して手続きをする必要があります。NEF の財産処分承認申請については以下の URL からご確認ください。URL: <http://www.solar.nef.or.jp/>

## =====

《本件に関する問合せ先》

一般社団法人太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8 階

TEL : 03-6268-8544 FAX : 03-6268-8566

URL : <http://www.jpea.gr.jp>